

岩美町立岩美中学校における部活動の地域連携・
地域移行に向けた推進計画

令和7年7月

岩美町教育委員会

はじめに

岩美中学校における部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、責任感、連帯感の涵養や好ましい人間関係の形成など、生徒の自主的で多様な学びの場として教育的意義が高く、生徒の成長だけでなく学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献するなど、本町の学校教育を支えてきました。しかしながら部活動を巡る環境は、近年少子化により生徒数が減少し、部活動を維持・継続することが困難な状況となっており、団体競技において単独でチームを組むことができない運動部も出てきている状況です。

また、活動経験のない種目の顧問として指導すること、休日の部活動の指導や大会・発表会への引率、運営への参画など、中学校教員の献身的な支えにより部活動を維持・継続してきましたが、部活動の指導が時間外業務の主な要因となり負担となっていることも指摘されているなど、多くの課題や問題が起こっています。

こうした状況を踏まえ、令和2年9月に国は、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」として、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととする。」との考えを示しました。また令和4年12月に、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という。）を策定し、学校部活動の地域連携や地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を示しました。

これら部活動改革に係る国の方針を受け、県は「鳥取県部活動在り方検討会」を設置し課題整理や方向性の検討を行い、国の「改革推進期間」における県内の公立中学校等の休日における部活動の地域連携や地域移行が推進されるよう、「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」を策定しました。

本町では、県の推進計画を参考に、令和5年度に「岩美町部活動地域連携・地域移行協議会」を設置して検討を進め、令和7年1月に「岩美町部活動の地域移行の在り方に関する提言」として取りまとめが示されたところです。そしてこのたび、この提言を踏まえて岩美町における推進計画を策定し、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動を実施できる機会や環境を確保するとともに、教員の負担軽減につながる取組を推進していこうとするものです。

令和7年7月

岩美町教育委員会

教育長 大西 泰博

目 次

I	基本方針	1
II	具体的な取組	2
1	地域クラブの整備充実	2
2	指導者の確保	3
3	その他	3
III	地域連携・地域移行に関するスケジュール	4

<参考資料>

○岩美町部活動地域連携・地域移行協議会 名簿	7
○岩美町部活動地域連携・地域移行協議会の経緯	8
○岩美町部活動の地域移行の在り方に関する提言	9
○部活動の地域連携・地域移行に関する アンケート集計結果（令和6年3月実施）	14
○岩美町部活動地域連携・地域移行協議会設置要綱	19

I 基本方針

- (1) 休日に活動をしている部活動について、地域連携・地域移行の取組を推進する。ただし、地域移行については、地域において生徒の活動機会が確保できる部活動から行うものとする。なお、状況に応じて、(例えば、全ての部活動の地域移行の時期を合わせる 等) 地域連携・地域移行の時期を調整することも可能とする。
- (2) 平日の活動については、基本的に教員・部活動指導員・外部指導者の指導の下、学校の部活動として活動の機会を確保し、将来的には、平日を含めた部活動の在り方について検討していく。
- (3) 本町における中学校の部活動改革は、単純に休日に活動する部活動を地域での活動に移行することではなく、これまで中学校を中心に維持してきた中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる休日の環境を、学校教育関係者と地域の関係者が連携して学校または地域に構築していくことにより、生徒が活動や経験を通じて学ぶことができる機会を持続可能なものとしていくことを目的として推進していく。
- (4) 本町における部活動改革は「地域移行型」(※1)を基本とするが、直ちに地域での活動に移行することは困難であり、「地域連携型」(※2)等の部活動の形態により、生徒の活動の機会を確保しながら、「地域移行型」への取組を推進する。

(※1) 地域移行型

休日の学校部活動を行わず、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を地域に構築し、社会スポーツ・文化芸術活動として実施するものであり、その運営主体は学校と切り離されたものとなるため、指導者への謝金については、運営主体の自己財源での対応となる。

(※2) 地域連携型

学校部活動に地域(外部)の指導者を配置して教員が指導に携わらなくてもよい環境を構築するもの。指導者は、部活動指導員や外部指導者となり、指導者への報酬や謝金は、配置する町が負担し、県も一部補助する。

Ⅱ 具体的な取組

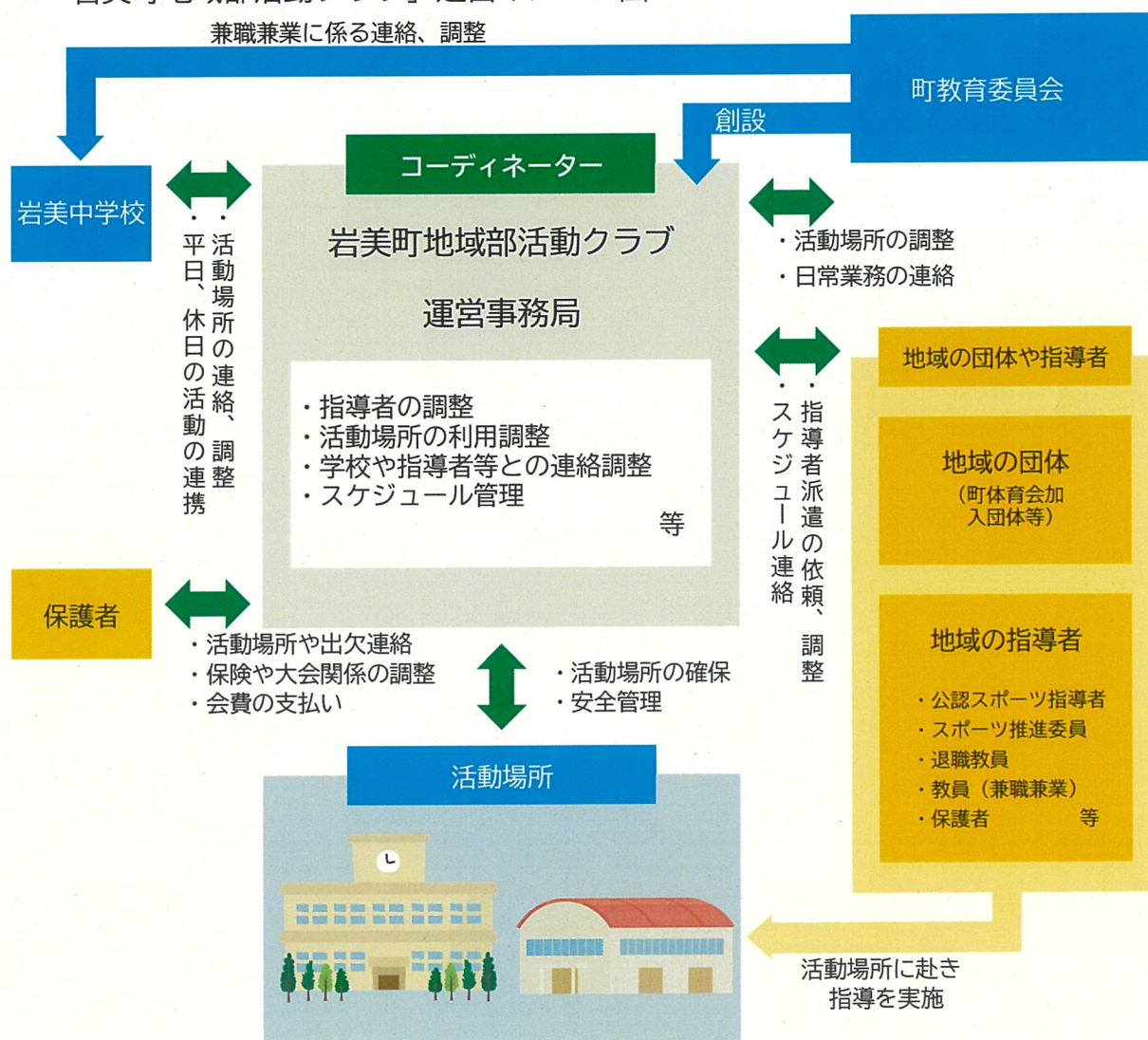
1 地域クラブの整備充実

- (1) 町に「岩美町地域部活動クラブ（※3）」を立ち上げ、休日に行っていた部活動の地域移行に伴う中心となる運営主体とする。その運営にあたっては、学校教育関係者と地域の関係者が連携して行うものとする。

（※3）岩美町地域部活動クラブ（仮称）

本町における休日の部活動の新たな受け皿となる地域クラブであり、「岩美町部活動の地域移行の在り方に関する提言」を踏まえ、コーディネーターを配置して地域のスポーツ・文化芸術活動に関わる関係機関・団体等と連携しながら指導者の確保や運営体制の整備にあたり、将来的には独立した運営を視野に入れ、今後の在り方について検討を継続する。

≪「岩美町地域部活動クラブ」運営イメージ図≫



- (2) その他、受け皿となり得る既存の地域クラブ等との関係の在り方や近隣の市町との連携等についても状況に応じて検討・研究する。

2 指導者の確保

- (1) 指導者の確保のため、スポーツ・文化芸術に関する関係機関・団体等と連携しながら地域クラブでの指導を希望する本町独自の人材バンクを構築する。指導者には、休日に地域での指導を望む中学校及び中学校以外の学校に勤務する教職員(※4)及び、部活動指導員・外部指導者等も対象とする。
- (2) 町は、県や関係機関・団体と連携して指導者研修会や連絡会等を開催し、中学校の部活動との連携を図り、地域クラブの指導者の総合的な指導力の向上に努める。

(※4) 教職員の兼職兼業

休日に地域クラブでの指導を希望する教職員が、服務監督権者の許可を得て有償で指導にあたる場合は、県教育委員会が定めた基準を参考に町教育委員会が従事可能な地域クラブかどうかの判断を行い、兼職兼業の許可を受けた範囲で行う。

3 その他

- (1) 町は、部活動の地域移行を目的とした地域クラブが学校施設や社会体育・教育施設を利用できるよう、管理の在り方や規則の運用等について検討する。
- (2) 地域クラブの活動は、学校教育活動としての活動ではないため、独立行政法人独立行政法人スポーツ振興センターの災害給付制度の対象とならないことから、自宅と活動場所との往復、ケガや事故等の発生への対応のため、保険加入が推奨されるところであるが、地域クラブの活動に必要な費用負担の在り方については、引き続き、検討・研究する。
- (3) 町教育委員会及び中学校は、指導方針や生徒の状況等について地域クラブとの情報共有を図り、連携して生徒の指導にあたる。

Ⅲ 地域連携・地域移行に関するスケジュール

改革推進期間である令和5年度から、連携・移行（試行）開始までのスケジュールを以下のとおり定め、進捗状況や課題を把握することとする。

改革推進期間	令和5年度	協議会立ち上げ
	令和6年度	○協議会の開催（8回） R6 2/9、4/25、6/26、9/4、10/30、12/17、R7 1/21、3/21 ○日本体育大学講師による講義と意見交換（R6 11/9 1回） R7.1.21 ○協議会による提言のまとめ R7.3.21 ○町推進計画の検討 以下、これに関連し実施。 ・町議会へ報告 ・町広報へ推進計画の記事掲載 ・中学校保護者へ情報提供（4月PTA総会など） ・町体育会など関係機関へ情報提供
	令和7年度 4月	○コーディネーターを配置し、以下の業務を行う。 ・各スポーツ団体・文化芸術団体等との連絡調整（指導者の確保など） ・地域連携・地域移行に向けた検討協議の実施 ・他市町との情報交換（指導者報酬、クラブ参加費など） ・その他移行に必要な事項への対応
	令和8年度以降	連携・移行（試行）開始

<参考資料>

- 岩美町部活動地域連携・地域移行協議会 名簿・・・・・・・・7
- 岩美町部活動地域連携・地域移行協議会の経緯・・・・・・・・8
- 岩美町部活動の地域移行の在り方に関する提言・・・・・・・・9
- 部活動の地域連携・地域移行に関する
 アンケート集計結果（令和6年3月実施）・・・・14
- 岩美町部活動地域連携・地域移行協議会設置要綱・・・・19

岩美町部活動地域連携・地域移行協議会 名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
岩美町体育会	会 長	寺本 努	令和5年度会長、令和6年度副会長
岩美中学校学校運営協議会	会 長	小椋 幸人	令和5年度副会長、令和6年度会長
岩美町体育会	副会長	川口 耕司	
岩美町スポーツ推進委員協議会	会 長	岸本 彰	
岩美町社会教育委員	委 員	山本 達雄	～令和6年11月15日
同 上	委 員	福田 照実	令和6年11月16日～
鳥取市立千代南中学校	教 諭	鈴木 哲也	文化部関連有識者
岩美中学校PTA	会 長	田中 隆博	～令和6年6月25日
同 上	会 長	津江 政弘	令和6年6月26日～
岩美中学校	校 長	濱野 正樹	
岩美町教育委員会	教 育 長	大西 泰博	事務局
〃	次 長	橋本 大樹	〃
〃	参事兼指導主事	河上 慎一郎	〃
〃	課長補佐兼係長	田中 聡嗣	〃
〃	係 長	福田 義広	〃
〃	主 任	大西 弘透	〃
〃	社会教育指導員	森口 栄一	〃

岩美町部活動地域連携・地域移行協議会の経緯

第1回	令和6年2月9日	課題整理と取組方策案 アンケートの進め方検討
第2回	令和6年4月25日	アンケート結果の確認と課題整理
第3回	令和6年6月26日	他市町の先進事例確認
第4回	令和6年9月4日	推進計画素案についての検討 (「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」の提案等)
第5回	令和6年10月30日	推進計画素案についての検討 (コーディネータの配置等)
第6回	令和6年12月17日	協議会の提言内容についての検討
第7回	令和7年1月21日 令和7年1月	協議会の提言内容の確認 「岩美町部活動の地域移行の在り方に関する提言」 取りまとめ
第8回	令和7年3月21日	「岩美町立岩美中学校における部活動の地域連携・ 地域移行に向けた推進計画」(案)の確認

また協議会では、町体育会関係者や町内競技団体とともに、中学校部活動の地域連携・地域移行に関し見識を有する講師による講習会を実施した。

令和6年11月9日 部活動の地域連携・地域移行に関する講義
 ○場所：岩美町役場3階 大会議室
 ○講師：日本体育大学 児童スポーツ教育学部
 教授 白旗(しらはた)和也(かずや) 氏

岩美町部活動の地域移行の在り方に関する提言

令和7年1月

岩美町部活動地域連携・地域移行協議会

はじめに

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）に基づき、岩美町における学校部活動、地域連携・地域移行に係る取組方策について協議したのが令和5年「岩美町部活動地域移行検討会」である。年間3回実施し、現状の部活動や将来の部活動の在り方等について、アンケートを町内の小中学生、その保護者、学校教職員に実施し、実態の把握や今後の検討の基礎データとした。

令和2年9月、文部科学省から、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとの考えが示された。そして、スポーツ庁及び文化庁が設置した「部活動の地域移行に関する検討会議」によって、令和4年6月と8月にそれぞれ提言（以下、国有識者会議提言）が取りまとめられた。鳥取県においても「運動部活動在り方検討会」が開催され、国有識者会議提言に対する対応について協議されてきた。「岩美町部活動地域移行検討会」では、それらの内容を踏まえつつ、本町の実情に応じた地域移行を具体的に進めることができるよう、令和6年度は「岩美町部活動地域連携・地域移行協議会」に名称変更して、7回にわたって協議を重ね、提言書をまとめることにした。

国有識者会議提言に対する国の考えは、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」として示されたところである。鳥取県の対応については、令和5年8月に「鳥取県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」が出され、これにより令和5年度から令和7年度までの3年間は「改革推進期間」として位置づけられた。しかし、国及び県は明確な地域移行の完了時期は設定せず、早期の地域移行を目指すことを示すにとどまっている。

令和7年度以降の学校部活動地域移行を進めていくにあたっては、現段階における本町の方向性について学校、児童生徒及び保護者、地域、各スポーツ・文化芸術団体等に示す必要があると考え、「岩美町部活動の地域移行の在り方に関する提言」として取りまとめ、本町教育委員会に対して示すこととした。

少子化の中でも、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会や選択肢の幅を学校や地域の実情に応じながら確保し、卒業後も本町において生涯にわたり継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、本提言を踏まえた地域移行が進められていくことを期待する。

岩美町部活動地域連携・地域移行協議会 会長

提言 1

令和7年、8年度を岩美町における学校部活動改革推進期間として、まずは、休日に活動している中学校部活動について、岩美町での地域連携・地域移行への取組を推進するために、生徒が、休日においても、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を、岩美町教育関係者と地域関係者が連携して構築していくこと。

平日の活動については、基本的に教員・部活動指導員・外部指導者の指導の下、学校の部活動として活動の機会を確保し、将来的には平日を含めた中学校部活動の在り方について検討していくこと。

○休日ににおける岩美町の中学生の部活動の受け皿として新たに「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」を立ち上げることの趣旨や、本提言の内容、進捗状況等について、町民、学校、児童生徒及び保護者、町内各スポーツ・文化芸術団体等へ周知すること。

○基本的に平日の部活動は、中学校の学校部活動として教職員が中心となって行う。休日の部活動は、「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」が主体者となって、学校関係者と地域関係者と連携して行っていくこと。

○平日は学校で教員との基礎的なものを、そして休日は指導技術のある方、経験がある方、資格を持っている方等に技術面、専門的な指導を受けるという具合にすみ分けしていくこと。

提言2

町教育委員会は、「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」を立ち上げ、現在外部指導者として携わっている人材、地域のスポーツ・文化芸術活動指導者、休日の部活動を希望する教職員・地域住民・保護者等と連携しその整備にあたること。

将来的にはクラブの独立した運営を視野に入れ、諸課題の把握に努めるとともに、必要な対応について継続して検討すること。

○中学生部活動の受け皿として新たに「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」を立ち上げる。町教委に運営事務局を置き、担当コーディネータが中心となって、中学校、町体育会、競技団体、各種文化芸術団体等と連携して休日の部活動を運営する。運営事務局は、町教育委員会がコーディネータと連携して行っていくこと。

○「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」の整備については、町内の各スポーツ・文化芸術団体等に情報を周知すること。また、中学生の休日の多様なスポーツ・文化芸術活動が今後も保障されるよう、町内各スポーツ団体や文化芸術団体、各公民館等官民間問わず各団体との連携を促進するとともに、「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」のあるべき姿について継続して検討を行っていくこと。

○休日に「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」として活動する際は、町内学校施設や体育施設、各公民館等を優先して利用できるようにしたり、学校部活動で使用している用具を使用できるようにしたりするなど、活動施設及び用具の確保に係る支援策について検討すること。また、生徒の町内移動に係る手立てや参加費用負担等への支援策についても検討すること。

○「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」の生徒が、中体連、中文連または協会、連盟等の主催する大会に出場する際には、その出場にかかる費用に対して補助がなされるように準備をすること。

○「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」運営は、将来的には町教委から独立して、スポーツ活動や文化芸術活動の受託者として活動できるようにしていくこと。

提言3

町教育委員会は、部活動の地域移行の改革を推進するために、町に担当コーディネータを配置すること。コーディネータは、「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」による部活動の地域移行完全実施に向けた課題解決のため、中学校や町内の既存各種スポーツ団体、文化芸術団体等との調整等にあたること。

○担当コーディネーターの主な役割は次のとおりとすること。

- ・岩美町における地域部活動の推進計画の策定を行う。
- ・町教委と連携して、「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」会則・規約を作成する。
- ・「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」の整備に向けて、各スポーツ団体・文化芸術団体等と連携していく。
- ・クラブ指導者の確保のための「岩美町スポーツ・文化芸術人材バンク」を構築する。
- ・新たなクラブ指導員の候補選出や日程調整など、「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」の実施に関する課題解決に町教委や中学校と協働してあたる。
- ・「岩美町地域部活動クラブ」の方針や活動内容を、町広報活動等を通じて町内周知を図っていく。
- ・町教委と連携して、必要に応じて学校部活動改革や「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」活動に係る関係者会議を開催する。
- ・クラブ指導者報酬額や生徒のクラブ参加費用について、他市町村とも情報交換及び連携して検討し決定していく。

提言4

町教育委員会は、学校や町の実情、「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」の進捗状況、国及び県の動向を踏まえながら、学校部活動の「岩美町地域部活動クラブ(仮称)」への完全実施に向けて継続して検討するために、学校部活動改革に係る会議を必要に応じて開催すること。

○部活動改革推進期間のスケジュール計画

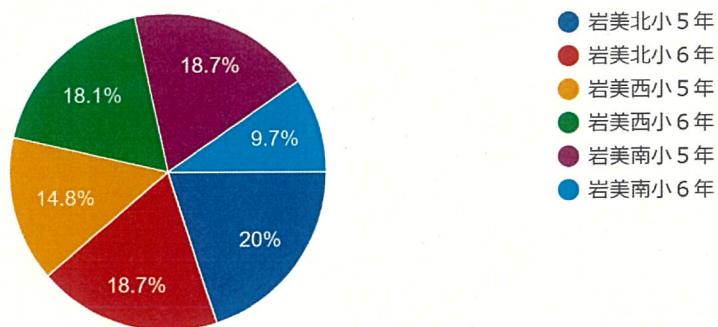
- ・令和5年度 「岩美町部活動地域移行検討会」で協議
- ・令和6年度 「岩美町部活動地域移行検討会」で具体策、推進計画の検討及び「地域移行の在り方に関する提言」のとりまとめ
- ・令和7年度 改革推進準備期間
担当コーディネータ配置、人材バンク等で指導者確保
- ・令和8年度 「岩美町地域部活動クラブ」試行開始

■部活動の地域連携・地域移行に関するアンケート集計結果（R6.3.5（火）～3.28（木））

★児童アンケート（町内3小学校 5・6年生） 回答率96.3%（155人／161人）

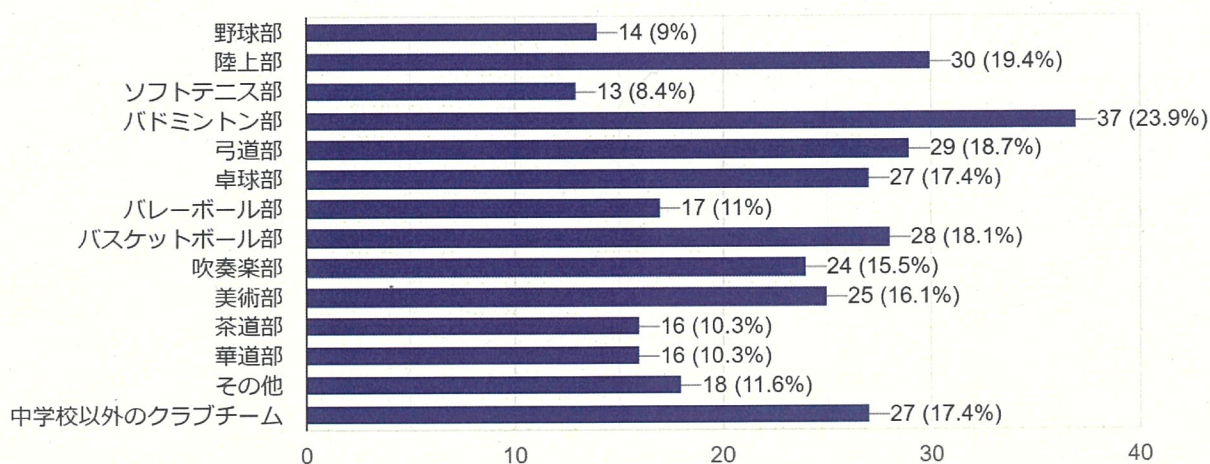
①学校、学年を選んでください。

155 件の回答



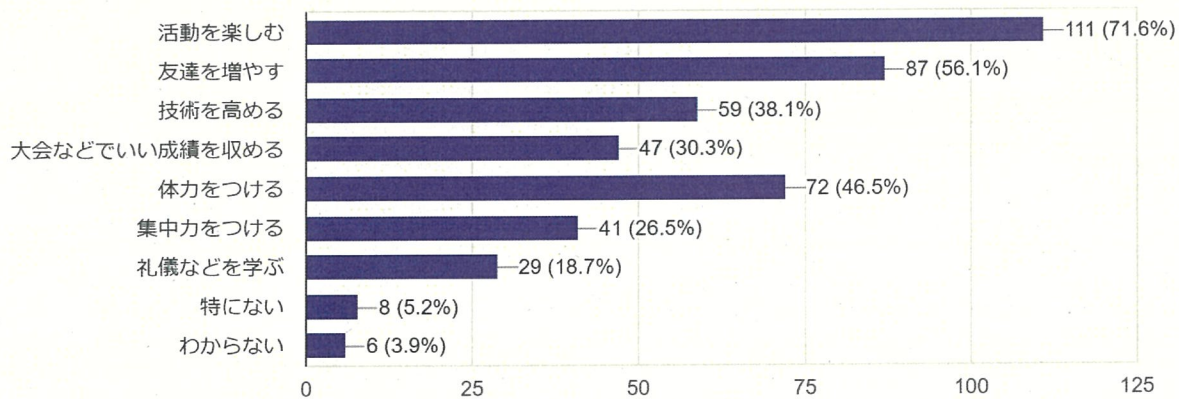
②中学生になったら、どんな部活動に入りたいと思っていますか。（あてはまるものをいくつでも選んでください）

155 件の回答



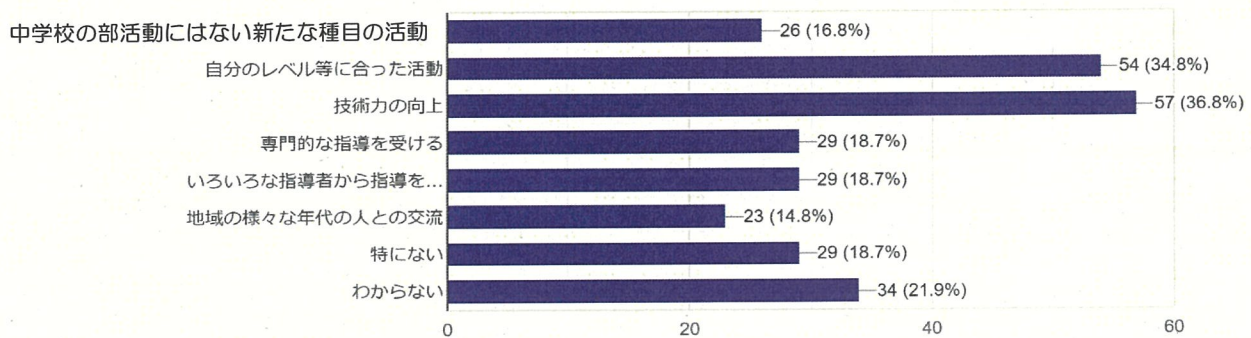
③中学校の部活動に期待していることは何ですか。（あてはまるものをいくつでも選んでください）

155 件の回答



④休日の中学校の部活動をスポーツ少年団のように地域の人が指導することについて、期待することは何ですか。（あてはまるものをいくつでも選んでください）

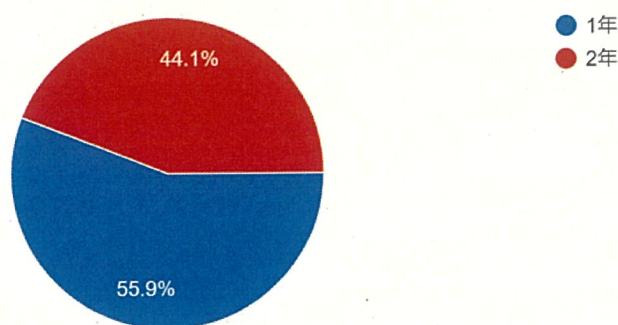
155 件の回答



★生徒アンケート（岩美中学校 1・2年生） 回答率81.7%（143人／175人）

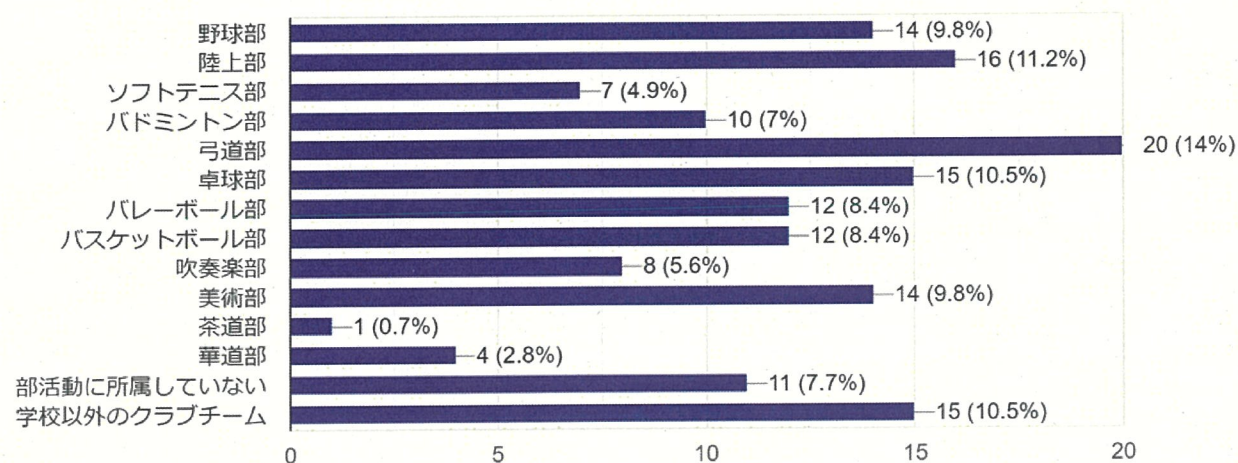
①学年を選んでください。

143 件の回答



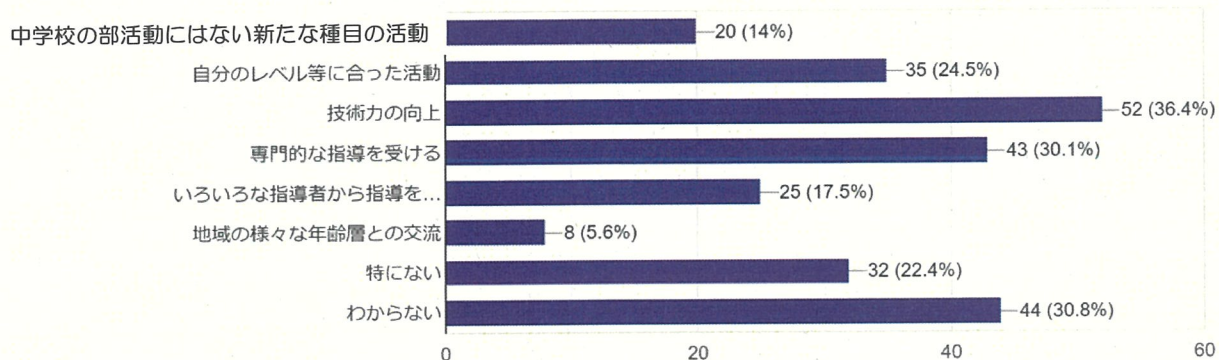
②現在、所属している部活動等を選んでください。（あてはまるものをいくつでも選んでください）

143 件の回答



③休日の中学校の部活動をスポーツ少年団のように地域の人が指導することについて、どのようなことを期待しますか。（あてはまるものをいくつでも選んでください）

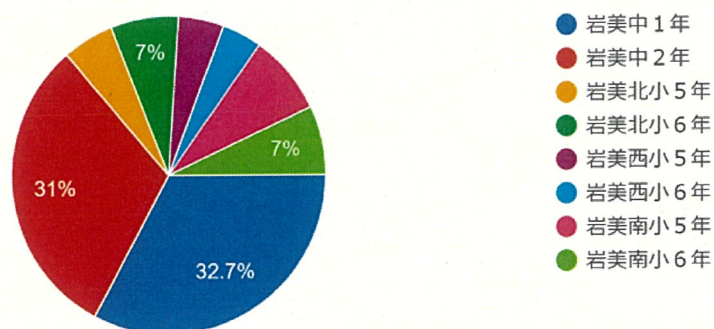
143 件の回答



★保護者アンケート（町内3小学校5・6年生、岩美中学校1・2年生の保護者）
回答率59.2%（171人／289人）

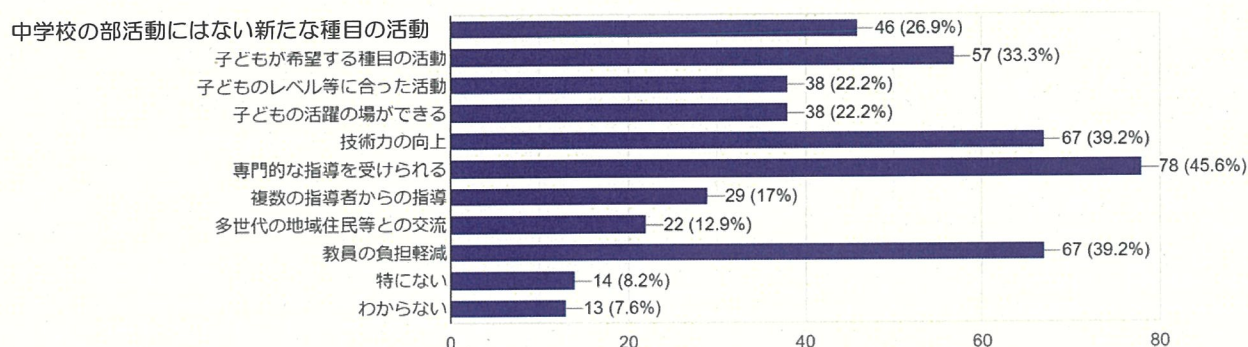
①お子さんの在籍している学校、学年を選んでください。（きょうだいがある方は、一番上の学年で回答をお願いします。）

171 件の回答



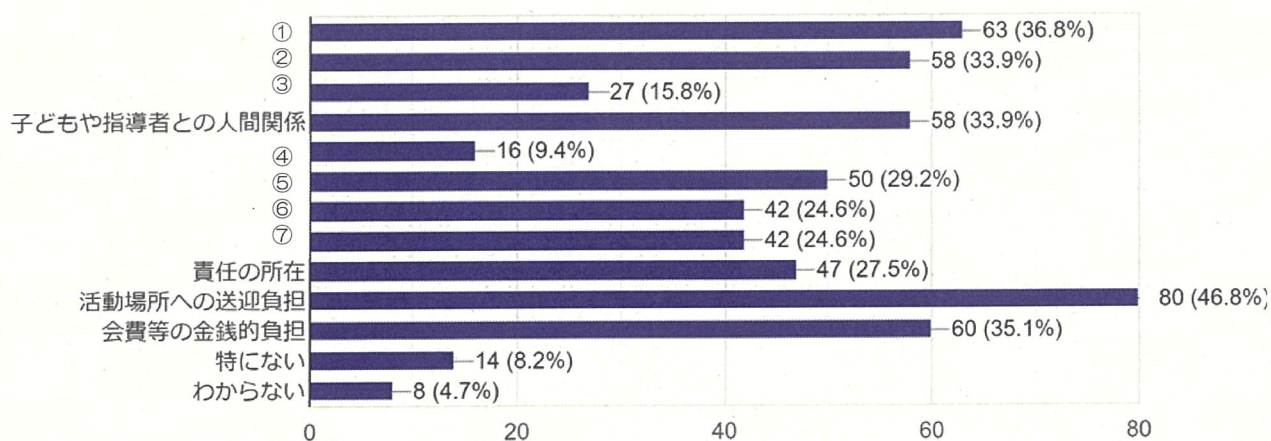
②休日の中学校の部活動を地域のクラブチーム等が担うことについて、期待することは何ですか。（複数選択可）

171 件の回答



③休日の中学校の部活動を地域のクラブチーム等が担うことについて、不安なことは何ですか。（複数選択可）

171 件の回答



- ①地域の指導者やクラブチーム等の受け皿の確保
- ②指導者の人材不足により希望する種目の活動ができなくなる
- ③部活動を通して行っていた教員とのコミュニケーションがとりにくくなる
- ④学校の教員ではない地域住民等が指導すること
- ⑤指導方法（勝利至上主義や体罰など）
- ⑥活動時間（活動時間が長い、遅いなど）
- ⑦けがやトラブルへの対応や補償

岩美町部活動地域連携・地域移行協議会設置要綱

(設置)

第1条 岩美町立中学校の生徒が少子化の中でも将来にわたり、スポーツや文化活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、部活動の段階的な地域連携・地域移行の在り方や方向性について検討及び協議を行うため、岩美町部活動地域連携・地域移行協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について検討及び協議する。

- (1) 部活動の地域連携・地域移行の在り方や方向性に関すること。
- (2) スポーツや文化活動に継続して親しむことができる機会を確保するために必要な運営体制及び関係機関等との連携に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) スポーツ団体関係者
- (2) 文化団体関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 保護者代表者
- (5) 識見を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱を受けた日からその日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、教育長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くこ

とができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年3月31日まで適用する。